

企業の海外子会社との取引に課税する「移転価格税制」について、国税庁が2017年夏以降、ガイドブックの公表や相談窓口の整備など、企業との対話を重視する施策を打ち出した。

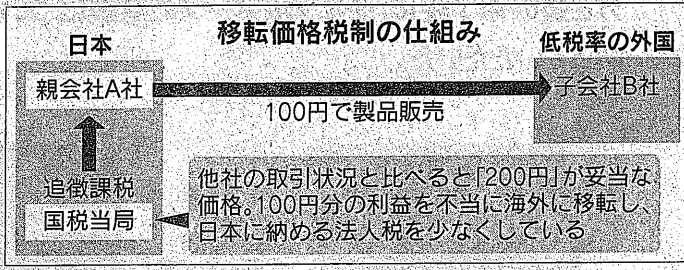
同税制は企業との間に見解の相違が生まれがちで、長期の税務訴訟に発展する例もある。当局は具体的な課税方針を示すなどし、不要な争いを防ぐ狙いだ。

移転価格税制は、企業が海外子会社との取引価格を第三者と取引する場合より安く設定するなどして利益を海外に移し、日本で納める法人税を減らした場合には適用される。低税率の海外に利益を集めて税逃れするのを防ぐ制度だ。ただ、正当な取引価格がいくらかの判断は難しく、企業からは「課税の算定根拠が不明確だ」との声も出る。

移転価格税制 企業なお疑心

国税庁が対話路線にカジ

法務



り、当局にも痛手だ。国税庁に「不毛な争いは避けたい」との機運が高まり、対立の予防を目指すようになった。

まず6月に「移転価格ガイドブック」を作り、同庁のホームページに掲載。同税制の課税方針のほか、課税例を価格設定や「利益水準」などテーマ別に分類し、18例を図式入りで解説した。企業の主張と当局の見解を比べながら説明する。

7月には全国12カ所の国税局・事務所同税制の相談窓口も設置。海外子会社との取引価格の算定や利益率の設定が適正かなどの相談を受けている。各企業の税務処理が妥当かどうか当局が具体的に判断し、数カ月以内に口頭で答える。

指針・相談窓口 信頼関係構築カギ

課税額などを事前に確か説明になっている。実用性も高く、相談窓口「事前確認制度」も以前から使われていたが、子会社があるなど「従来より使いやすくなった」と(国税と数年以上協議するなど税不服審判所の国税審判官手続に時間がかかり、不評だった佐藤修二弁護士)と評された。新設した相談窓口は海外との協議を省く代わり、短期間で結論を出す。担当は「従来事前確認制度の利用経験があるが、作業の遅さにへきえきした。

同税制に関する指導や助言のための国税職員による新たな窓口もどこまで本気なのか」と懐疑的だ。「今降、移転価格税制に関する関連文書の作成が義務付けられても戸惑う」と話す。国務調査員に企業訪問にも「税務調査員は企業訪問にも「税務調査員は企業訪問にも「税務調査員は企業訪問にも」

「一連の取り組みについて、国税庁幹部は「かなり手の届かない」と話す。元々各施策を通じ、企業との間に信頼関係を築いていくのがカギになる」と指摘する。(植松正史)